

年棒給与の見直し

Q : 当社は、非常勤役員に対して6月と12月の年2回給与を支給しています。事前届出をしなければ損金算入できないそうですが、何か対応策はありませんか？

A : 月払いに変更するのがいいのではないのでしょうか。

【解説】

これまでは、非常勤役員などに支給する年払いもしくは半年払いの報酬は、臨時的な給与であるけれども、賞与として取り扱うことは実情にそぐわないことから、他に定期の給与を受けていない非常勤役員等に対し継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給するものについては、報酬として取り扱うこととされていました。

しかし、平成18年4月以後開始事業年度からは、このような変則的な給与は、臨時的な給与として取り扱われることとなり、事前に税務署長に支給内容を届出ない限り、損金の額に算入することができなくなりました。

したがって、今後は、こうした非常勤役員等に対する年払いもしくは半年払いの給与は、何もしなければ損金に算入することができなくなりますので、こうした給与を損金に算入するには、①事前に税務署長に届出をする、又は②給与の支給を月払いに変更しなければなりません。

月払いにすれば、届出は不要ですし、事務処理も一定になりますから、これを機に月払いに変更されてはいかがでしょうか。

